



新型コロナウイルス感染症まん延防止のため 交代制勤務を実施

概要説明

令和2年4月7日付けで国から発令された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」と、対象地域における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による4月13日付けの「出勤者削減の追加要請」を受け、四條畷市においても、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、出勤者を削減すべく、下記のとおり交代制勤務を実施します。

- 対象職員** 全職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員含む）
なお、実施が困難な部署については、実情に合わせて対応いたします。
- 実施期間** 令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで
- 職員体制** 原則、2グループ体制での交代制勤務
※出勤者をまず概ね5割まで削減することをめざします。
※期間中は一部の業務を縮小または中止する場合があります。

問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉
人事室 担当：溝口（内線753）、川上（内線324）